

研 究 会 抄 録

経済分析研究会

昭和 53 年度のプロジェクトは、1) ライフサイクル的観点からみた家計構造の変化と社会保障政策の相互調整に関する研究と、2) 生活保障に於ける企業の役割に関する理論的・実証的研究との二つである。前者では 1. 1) ライフサイクルの変動予測と福祉ニーズ、1. 2) 医療・年金・社会福祉政策の最適結合といったところを中心に、後者では 2. 1) 各国に於ける企業福祉、2. 2) 企業福祉機能の社会保障機能に対する代替と補完、2. 3) 企業福祉の生活保障効果、2. 4) 費用分担のあり方等を柱にして作業を進めてゆく。こうした計画に従って当研究会は二つのテーマを交互に 1 ケ月おきに取り上げてゆく予定である。

4 月には第 2 のテーマの下で「諸外国に於ける付加給付制度」(報告者：岡崎篤生、国際開発センター) という報告がなされた。

第二次大戦後の経済復興過程でより安定した生活を望むようになった労働者が、労働運動を通じて賃金補足としての付加給付を獲得して来たこと、経営者側としては労働力を確保し定着率を高め、更に生産性の向上を目指して各種の付加給付制度を採用して来たこと、1955 年に ILO の欧州地域会議が開かれ、付加給付を含めた労働費用の国際比較を共通の基準の下に実施することが決議されて以来、欧米で急速に資料が整備されて来たこと、近年では政府の施策との調整の必要が認識され、特に EC 諸国で同一基準の下に付加給付調査が行なわれ、資料が整備されていること等が問題の背景として紹介された。

更に 1972 年に行なわれた EC の調査結果によると、労働費用中付加給付の割合が最も高い国はイタリアであり、次にフランス、ベルギー、西独、ルクセンブルグ、イギリスという順序となる。又、他の各種資料をもとに 1955～1972 の各国の付加給付費用の動向を示すと、1955～61 年間に、各国の労働費用中に占める付加給付の割合が急上昇したことが、各国に於ける付加給付の割合には、最近に至るまで国別の大きな格差が存在するということが報告された。

企業福利の問題は従来労務管理あるいは労働問題の側

からの接近が中心であったから、当研究会のプロジェクトを進めるに当たってもこの方面の研究者からのヒヤリングを多少行なう必要があるかもしれない。

5 月の研究会では「人的資本への投資」としての医療需要」(報告者 田中滋) と題する報告が行なわれた。医療を「健康」生産のためのインプットの一つとした上で、それに対する需要を考察するモデルの検討が行なわれた。医療の経済分析において、しばしば医療サービスへの需要が、通常の最終消費財へのそれと同じ枠組で扱われている。そこでとりあげられている変数が医療への需要を分析する上で重要なことは当然であるが、しかし、理論的フレーム・ワークとしては疑問をさしはさむ余地がある。人々は医療そのものを最終目的として欲しているのではなく、よりよい健康を求めるに際して手段としてそれを需要する、と考える方が自然だからである。すなわち、医療への需要は「健康に対する需要」から派生したもの、とみなせよう。本報告では最初に、各個人の生涯効用関数を提示し、効用を最大化するための条件についての検討が行なわれた。家計内生産へのインプットに関する最適条件および人的資本投資量に関する均衡条件が説明され、つづいて、人的資本量が家計内生産の効率に与える影響をも明示的にとり扱うばあいの、人的資本投資量に関する均衡条件が提示された。つづいて、効用関数に修正が加えられた。すなわち、各個人の経済的効用はコモディティ消費量とその時点間配分のみならず、各期の健康度およびその時間経路にも依存している。健康時間はヘルスに関する人的資本から産み出されると定義された。各個人はある量の健康資本をもって生まれ、それは、少なくともライフ・サイクル中の一定の年齢以降、加速化していく減価率で年々減少していくが、しかし一方では、健康増進のための投資を通じ、その量を増加させることもできる。報告では、医療をその柱とする健康のための投資について、様々な角度から検討が行なわれた。併せて、健康投資の費用極少条件の分析も行なわれた。なお、本報告にあらわれた、すべての「生産」は、市場で取引される財貨・サービスと、各個人の時間投入の双方によりはじめて意味をもつ形になっている。

6月の研究会では「医療サービスにおける需給ギャップの見通し」(報告者 都村敦子)と題する報告が行なわれた。まず、需給分析の基礎となる、医療需要に影響を及ぼす要因についての分析が行なわれた。わが国では、現在医療保険の各制度別に医療給付の実態調査が行なわれているため、医療サービスに関連するデータは制度別に把握されたものが多い。報告では、それらを集計することによって、マクロ・レベルでの受診率と医療費を他の経済的・社会的変数に関連づけることが試みられた。報告の前半でとりあげられた問題は、(1)高齢化社会の到来を前にして、人口の老齢化は医療需要および医療費にどのようなインパクトをもたらすか、(2)医療保険の本人・家族の給付率の改定は受診率および医療費にどれほどの影響を及ぼすか、(3)供給条件の変化(医師数・ベッド数・医療施設等の変化)は医療需要および医療費にどのように影響を与えるかなどである。つづいて、報告の後半では、わが国の医療需給の動向とおおよその見通しを、数量化可能ないくつかの要因をもとにして分析した結果が報告された。わが国の医療サービスにおける需給ギャップは、昭和30年から40年にいたる10年間には、医療保険の適用拡大を反映して著しく大きかった。しかし、マクロのレベルでみる限り、昭和40年代のはじめを頂点としてそれは縮小傾向にあり、利用できるデータによって予測する限りでは、将来もこの縮小傾向が続くことが予想される。ただ、分布の問題——地域別、開業医と勤務医、診療料別等——が重要であり、資源の偏在が解消されない限り、部分的な需給ギャップは拡大する可能性もある。最後に、需給分析の結果から、いくつかの問題が指摘された。医療需要は受診率でみると将来安定化傾向にあるが、患者1人当りの医療サービス量でみた場合は医学の進歩に伴って増加傾向を示すことが予想される。この要因は、医師数の大幅増加(本報告では昭和60年の医師数の推計値が示された)とあいまって、将来の国民医療費増大に拍車をかけることは必至であろう。高齢化社会の到来に伴う、多様な福祉需要とそれらを充足するための国民の負担を考えると医療需給問題も国民経済的視点から再検討する必要性が指摘された。

社会分析研究会

5月「老人ホームの処遇について」(報告者 小笠原祐次)「老人ホームにおける処遇実態調査」(昭和51年8月)を踏まえて、老人ホームにおける処遇のあり方が検討された。

処遇とは「入所老人の生活維持、開発にかかわる保

護、援助(サービス)とそのための諸条件の整備(自主的、自立的行動の条件整備を含む)」と定義された。老人ホームで行なわれる主な処遇形態をあげてみると、1 基礎的生活の準備——家事サービス(調理、洗濯、入浴準備など)、2 基礎的生活の介護・介助(心身の障害のために、日常生活行動の自立が困難な場合)——(摂食、排泄、入浴など)、3 身体的精神的病弱化、及び疾病に対する健康管理・看護——(治療、リハビリなど)、4 開発的生活領域への援助——(文化的趣味的活動、就労、スポーツなど)、5 社会関係の維持・拡大のための調整——(家族、知人、友人関係、施設の社会化など)、6 生活条件(環境)の整備——(居室・建物・設備の維持・整備・改善、掃除、美化、庭の手入れなど)などがある。

職員(寮母)の職務内容から処遇の実態をみると、食事、排泄、入浴、洗面などの最低限必要な基礎的生活行動に関する処遇(1としての処遇)だけで、全勤務時間の5割を占めており、処遇の実態は非常に一面的なものとなっている。

老人ホームの処遇プログラム(処遇の流れ)は、食事、排泄、入浴などを中心に展開されており、それにより、施設のいくつかのタイプ分けができる。排泄介助の回数、夜間のオムツ交換の有無、入浴が午前にあるか、午後にあるか、あるいは午前・午後にもたがるのか等により、タイプに分かれる。

全体的にみると、処遇の一般的傾向は公立の施設よりも私立の施設でより良く(例えば夜間のオムツ交換など私立の方が多く実施している)、職員の配置についても、公立より私立の方がよい、しかし、労働条件という点からみると、労働時間、有給休暇、給与とも公立の方が良く、処遇の良い分だけ、私立では労働条件がきついということを暗に示している。

こうした実態調査を踏まえて、処遇のあり方、処遇の枠組が検討されたが、一つの試みとして、老人のニーズとそれを満たす具体的な処遇内容とのマトリックスが紹介された。

経済・社会研究会

4月の研究会は、「社会保障論における問題意識について」と題して、山田雄三著『社会保障政策論』に寄せられた紹介、批判に対し、著書自らがコメントを加えるという形で、討論が行なわれた(報告者 山田雄三)。基本的論点は以下の通りである。① 社会保障が給付と負担との「均衡」—「不均衡」の問題として捉えられ、「矛盾」という概念がないという批判があるが、むしろ、

「ニード」概念の中にはそうした意味合いが含まれている。② 著者のアプローチは「経験主義的」であり、「経験的事実の絶対視である」という批判があるが、それは、研究者が、事実認識による理想や政策の可能性の研究にたずさわるものである以上不可欠のことであり、逆に現象の奥に何か本体があるとする「本質論的」アプローチは、イデオロギーや理念の絶対視を生み、「研究」の独自性が失われる。総じて、ある立場の主張ではなく、その実現可能性にこそ、研究者の発言が向けられるべきである。③ 私的保障と社会保障との関係について、著者の意見を更に明確にすると、今日、利益団体が相互に関与しあって作り出す社会保障の基礎構造 (infrastructure) が成立するという形を考えるか (Myldar)、対抗勢力 (Countervailing power) を作って利害の調整を行なうという形か (Galbraith) が考えられるが、にもかかわらず、そうしたものの間に調整がつかないという事態が生じている。これについては、一定の強制手段という意味での「社会主義」も必要であろうか、と考えている。④ 様々な社会保障制度に対する「提言」が行なわれているが、研究者(所)としては、こうした提言の実現可能性を判定するのに必要な資料を収集することが大切である。

5月24日の研究会では、新しい段階に入ったとみられる「福祉社会」の課題に関して、OECDのJames Gass氏の見解および、同専門家会議の2つのレポート、Toward Full Employment and Price Stability, Structural Determinants of Employment and Unemploymentを中心に検討を行なった(報告者 馬場所長)。先進国のいわゆる福祉社会は、失業率の増大および、Stagflationの状況を背景として、新しい制度の枠組みを要求されている。これに対して、明確な方針を示すことはなかなか難しいが、1960年代のfull employment policyとwelfare policyとの協同という状況が難しくなってきた。このことは、失業問題の中に、「構造的失業」といわれる事態が存在することにも現われている。そこで、ケインズ流の総需要管理政策を補填して、Job Creation Policyや、Employment Redistribution Policyなどを考え、更には、Selective Manpower Policyといった積極的な介入政策も必要であるという意見もあるが、こうした介入主義に対しては、強い慎重論もある。いずれにしても、経済政策だけでなく、広く社会的な視野をもとにIntegrated Social Policyを考えることが、時代の要請になっているというのが、OECDにおける一つの見解である。これに対して、労使間慣行の問題、産業政策としてのSelective Employment Policy

の意義、Productivityがどのように保障されるか、その場合のPriorityやconsensusの問題等、が、それとの関連で論じられた。

6月の研究会では、ECの専門家によりまとめられた「社会保障の経済的影響(1968)」のうち、トランスファー・モデルとダイナミック・モデルを中心とした紹介がなされた(報告者 馬場所長)。

トランスファー・モデルは、まず、国民経済を8つの部門、すなわち国内生産、海外、被用者、資本家、年金生活者、社会保障、財政、資本形成に分ける。そして、分配、輸出入、消費、投資、貯蓄、社会保障拠出、租税、給付、所得移転などの変化が、各部門の収支バランスにどのような影響を与えるかによりその循環をとらえようとしている。その際に、EC諸国の状態をあらわすような初期条件ならびに構造を前提としていることはいうまでもない。モデル計算の例として、拠出や租税の負担の転嫁に関する仮定に応じて、価格変化を通じる分配の変化がどうなるかなどがあげられた。

また、ダイナミック・モデルは、コブ=ダグラス型の生産関数を基本とする。その上で、社会保障制度による拠出と給付にもとづく個人消費、貯蓄への影響や、積立金などと、総資本形成との関連を加味した補正を加えたものである。モデル計算をする場合には、労働供給の成長率、労働と資本の生産弾力性、家計部門の社会保障拠出負担率、給付に占める社会保障の運営費用の割合、財政規模などの値を固定した上で、総資本形成、総生産、社会保障、積立金、個人可処分所得などの推移を、雇用増加率、それ以外の要素の増加率、社会保障給付増加率の組合せに応じて、幾通りか試算している。

そして、輸出と輸入の関連、年金積立金のもたらす収益率、インフレによる減価などの扱い方や、日本にこのモデルを応用しようとした場合の人口高齢化の扱い方などについて検討がなされた。

制度研究会

5月11日に、J. Douglas Brownの著書An American Philosophy of Social Security, Evolution and Issues, 1972についてbook reviewが行なわれた(報告者 藤田 伍一)。著者は、政策分析の立場に立って、アメリカ社会保障政策のprinciplesを論じており、第1~3章が政策の形成過程の叙述、第4~7章がprinciplesの分析、第8章以下が技術的問題と将来の課題に関する議論に当てられている。報告は、このうち第4~7章を中心に行なわれた。

第4章では、対象の階層別把握を特徴としてあげ、低所得層には公的扶助、中所得層には社会保険、高所得層には私的努力＝私的年金が対応させられる。社会保険は、賃金関連制の採用によって労働市場に対する中立主義が打ち出され、保険メカニズムを厳格に守って最低保障の引上げには反対の立場をとる。

第5章では、民間制度の活用に関連して、社会保険の上限額や benefit の問題が論ぜられており、Brown は、賃金部分の分割、上限額の改定を Congress による決定を主として補完的に自動改定する。OASDI は private な incentives をもつべき領域には入らない、などの原則を提唱している。

第6章と第7章では、拠出と政府負担についてのべられている。労働者負担は、受給者としての負担、社会契約にもとづく拠出という観点から原則が打ち出され、雇主負担については伝統的な従業員の福祉に対する責任主義、労働力の流動性確保という理由があげられている。労使折半主義は、両者の相互契約関係によって説明される。

政府負担を行なわない理由として、① fringe benefit の普及を背景に、私保险的なものとして理解されたこと、② payroll tax は最終的には消費者に転嫁され使用者負担とはならないと考えられたこと、③ 制度発足後初期には経常余剰が多く、政府負担の必要性が認められなかったこと、があげられているが、Brown らは、成熟化に伴う危険の保障などのため政府負担の必要性を認め、主張している。

そのほか、他の諸章についても説明が行なわれた。報告に関連しては、アメリカの賃金関連主義などについて討議が行なわれた。

政策研究会

「中高年者の雇用問題」(6月16日、報告者 孫田良平)では、統計資料にもとづく現状の解明と今後の課題をめぐって報告された。

近年の雇用状況の特徴については、次の点が指摘された。(1)52年度の雇用労働者数は対前年比で1.3%増加したが、それは主として女子の零細企業での低賃金就業の増加によるものであった。(2)今後の雇用労働者の供給は、農林漁業、若年層が減少し、労働力の高年齢化が急速に進行する。(3)年功賃金が崩壊しつつあり、中高年者の賃金上昇率が低下し、とくに55歳以上の落下が大きい。(4)基本給が属人給から仕事給へと変化しつつあり、これによって賃金上昇がおさえられているが、中高年齢者については賃金抑制の代償として家族手当が復活する傾向にある。(5)定年年齢の延長は伸び悩み、高年齢者の求人倍率が低く、失業率も高い。

こうした状況にもかかわらず、企業内では高齢者問題に対する積極的な対応がみられず、とくに労働組合は無関心である。企業年金についても、発展するための条件がととのっていない。そのために、不本意な社会保障受給者が増加し、ことに年金が低賃金を促進する傾向がみられる。

今後の政策的課題としては、何よりも企業の高年齢者の雇用に対する姿勢を改めさせること、とくに高年齢者の労働能力の積極的な活用をもとめることが必要である。また、労働行政の面でも、従来のような誘導的な施策には限界があり、とくに定年制については法律問題としての再検討が必要である。